

Q3：通級による指導の「自立活動」とは、どのような指導なのかを教えてください。

A： 「通級による指導」とは、学校教育法施行規則第140条、141条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う形態である。

ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導「自立活動」のことである。

以下に、通級による指導の「自立活動」について詳しく述べる。

1 通級による指導の実施形態について

- (1) 自校通級・在籍する学校において指導を受ける。
- (2) 他校通級・他の学校に通級し、指導を受ける。
- (3) 巡回指導・通級による指導の担当者が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う。

2 対象となる児童生徒について

通級による指導の対象となる児童生徒については、学校教育法施行規則第140条に以下のように示されている。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

＜対象にするか否かの判断と開始の際の留意点＞

- ・医学的な診断の有無のみにとらわれないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- ・在籍校の校長が市町教育委員会と十分に連携し、市町教育支援委員会等の意見等を十分に考慮した上で判断すること。
- ・開始の手続きは、年度毎に行い、校内委員会において検討した上で開始すること。また、指導内容や時間等についても検討すること。
- ・本人、保護者と合意を得た上で、開始すること。

3 自立活動の意義について

自立活動は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、特別に設けられた指導領域である。障害のある児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において、様々なつまずきや困難が生じるため、通常学級の児童生徒と同じように、心身の発達の段階などを考慮して教育するだけでは十分とは言えない。このため、障害のある児童生徒は、特別の教育課程を組み自立活動の領域を設定し、その指導を行うことによって、児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指している。

よって、自立活動は一人一人の実態に対応した活動であり、よりよく生きていくことを目指した主体的な取組を促す教育活動であることが重要である。

学校教育において育てたい「資質・能力」

①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等
【各教科等で系統的に示されている目標や内容を指導することでバランスよく育成される。】

通常学級における各教科等の指導に自立活動の指導を生かして指導

【障害のある児童生徒は、その障害によって「資質・能力」の育成につまずきやすい。】

自立活動の指導

【障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のために指導する。】
育まれる「資質・能力」を支える役割

4 自立活動の内容について

自立活動の内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、個々の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱い効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

＜自立活動の内容6区分27項目＞

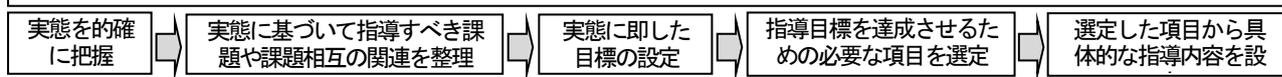
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作 (4) 身体の移動能力 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション

5 具体的な指導内容の設定について

自立活動の指導内容は、対象となる児童生徒の実態を把握し、課題や指導目標、指導内容、指導方法、指導の結果などを記載できる個別の教育支援計画（指導計画）を作成した上で、指導することが重要である。

また、自立活動の指導は、指導目標（ねらい）を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することも考えられるが、最初から集団で指導することを前提とするものでない点に十分留意する。

＜具体的な指導内容を設定する際の留意点＞	
(1) 主体的に取り組む指導内容	(5) 自ら環境を整える指導内容
(2) 改善・克服の意欲を喚起する指導内容	(6) 自己選択・自己決定を促す指導内容
(3) 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容	(7) 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような内容
(4) 自ら環境と関わり合う指導内容	



6 具体的な事例について（1単位時間の授業計画）

(1) 児童の概要

- ・小学3年生
- ・通級の指導目標

「自分の気持ちを適切に伝えたり、援助を求めたりすることができる。」【内容3－（3）】

「気持ちや行動を調整する力を高める。」【内容4－（4）】

(2) 授業の流れ（例：運動会前の通級の時間）

活動内容	指導における配慮事項 等
1 今日の学習確認	・見通しをもたせることで、子供が主体的に取り組むやすくする。
2 フリートーク	・フリートークでリラックスし、学習姿勢を整える。 ・子供の気持ちを肯定的に受け止め、話しやすい雰囲気をつくる。
3 体を動かそう	・運動会を意識して、運動会のダンスなどの動きを取り入れる。
4 見通しをもとう	・運動会のプログラムを見ながら、当日の動きを確認し、辛くなりそうな場面や休憩をはさみたい場面などを一緒に考える。
5 気持ちを伝えよう	・教師への伝え方や動きを実演し、気持ちの準備をさせる。
6 今日の振り返り	・自己評価により、達成感とともに、次の課題意識をもてるようにする。

通級による指導においては、効果的な指導が行われるように、通級による指導担当者と在籍する学級担任や教科担任は指導の内容の関連を図り、連携に努めることが大切である。また、通級による指導の学びを通常学級で生かすために、本人と保護者の気持ちや考えを確認し、実践の方法を検討しながら指導することが重要である。

【参考資料】

・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」	R02.3	文科省
・「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」	H31.2	県教委
・「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 実践事例集」	H30.9	文科省
・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」	H30.3	文科省